

「ピリメタニル」の添加物指定並びに添加物の規格基準の設定及び食品中の残留基準の設定に関する食品健康影響評価について

下記の物質について、添加物指定並びに添加物の規格基準の設定及び食品中の残留基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼物質の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてピリメタニルについて、食品添加物としての指定の可否並びに添加物の規格基準の設定及び食品の規格として食品中の残留基準を設定すること。

記

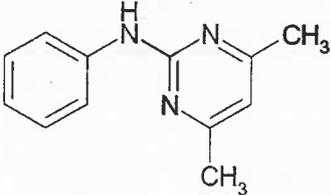
ピリメタニル

ピリメタニル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成18年5月30日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく、インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理
- 平成22年4月28日、食品添加物の新規指定の要請を受理
- ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリメタニル (Pyrimethanil)	
構造式		
用途	防ばい剤	
作用機序	<p>ピリメタニルは、アニリノピリミジン系に属する化合物で、現在使用されている収穫後処理用薬剤とはまったく異なる作用メカニズムで殺菌作用を示すとされている。そのメカニズムは、糸状菌のメチオニン合成を阻害し糸状菌を直接死滅させるとともに植物細胞壁を加水分解する酵素の菌体外への分泌を阻害することであり、この2種の機構により糸状菌に直接作用するとともに植物への感染を防ぐとされている。</p>	
日本における登録状況	農薬として登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI : 0.2 mg/kg 体重/日
	国際基準	野菜、果実、畜産物等に基準が設定されている。

	諸外国	<p>以下のとおり、基準が設定されている。</p> <p>EU：果実、ハーブ、豆類等（ベルギーでは、仁果類果実（りんご及びびなし）に対し、収穫後使用が認められている）</p> <p>米国：野菜、果実、畜産物等（かんきつ類果実に対する収穫後使用を含む）</p> <p>カナダ：野菜、果実、畜産物等</p> <p>豪州：バナナ、ぶどう、いちご等</p> <p>ニュージーランド：ぶどう</p>
		<p>インポートトレランス要請</p> <p>高麗人参（韓国基準）</p>
<p>食品安全委員会での 評価等</p>	なし（初回）	

JMPR：FAO/WHO合同残留農薬専門会議